

医療従事者の需給に関する検討会 第24回 医師需給分科会	参考資料2
平成30年11月28日	

医政医発 1101 第 1 号  
平成 30 年 11 月 1 日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長

( 公 印 省 略 )

「地域の医師確保の観点からの平成 32 年度以降の大学医学部の  
入学者の選抜方法について」の内容の指導について

地域の医師確保のために増加された大学医学部の入学定員に係る入学者の選抜方法について、別添（「地域の医師確保の観点からの平成 32 年度以降の大学医学部の入学者の選抜方法について」（平成 30 年 10 月 25 日付け医政発 1025 第 8 号厚生労働省医政局長通知））のとおり、各都道府県知事宛て通知したところです。

その内容は、平成 32 年度以降、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する医学部に係る入学定員等の増加人数を記載する場合には、当該人数分の学生の選抜に当たり、募集要項に増員の趣旨を明記した上で、その他の定員と区別して選抜する選抜方式（別枠方式）によることについて、あらかじめ都道府県が各大学と書面により合意することが必要であるというものです。

従って平成 32 年度以降の地域枠設置を要件とした医学部臨時定員の増員は、「別枠方式」により選抜を行うもののみ認められることとなります。

貴職におかれては、別添の通知の内容について御了知の上、医学部を置く各国公私立大学その他の関係団体等に必要な指導を行っていただくようお願い申し上げます。

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

地域の医師確保の観点からの平成 32 年度以降の大学医学部の  
入学者の選抜方法について (通知)

「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)等を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、大学医学部の入学定員の増加が認められてきた。

しかしながら、このうち地域の医師確保のための増員(以下単に「増員」という。)について、複数の大学において、増員分の入学者の選抜方法として、入学前に増員の趣旨を説明することなくその他の定員と区別せずに選抜を行い、入学後に事後的に増員分に該当することとなる学生の希望を募る等、増員の趣旨に沿った学生を確実に確保することが困難な方法が採られており、この結果、増員分の入学者を確保できず、その他の定員として用いているという不適切な運用の実態が、厚生労働省の調査により判明したところである。

さらに、同調査において、こうした方法により選抜された学生は、募集要項に増員の趣旨を明記した上で、その他の定員と区別して選抜する選抜方法(以下「別枠方式」という。)と比較して、卒業後に地域に定着する割合が低いことも明らかとなった。

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成 15 年文部科学省告示第 45 号)第 3 条第 1 項第 1 号において、増員については都道府県が作成する医療に関する計画にあらかじめ記載することとされ、都道府県における計画的な医師偏在対策に活用されるものと位置付けられていることを踏まえれば、地域間の医師偏在が今なお解消に至っていない中、平成 32 年度以降の増員分の選抜に当たっては、別枠方式により増員の趣旨に沿った学生を確実に確保することが適当であると考えられる。

このため、平成 32 年度以降の増員に関し、下記のとおり取り扱うこととしたので、

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、医療計画の見直し等、必要な対応に遺漏なきようお願いする。

## 記

- 1 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第3条第1項第1号に規定する大学の医学部に係る入学定員等の増加については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の医療計画にその人数を記載すること。
- 2 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第3条第1項第1号に規定する修学資金の財源として地域医療介護総合確保基金を活用することは、1に加え、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の都道府県計画に対応する人数を記載する場合にのみ認められるものであること。
- 3 1及び2の人数については、当該人数分の学生を別枠方式により選抜すること及び、募集要項に別枠方式により選抜された学生については卒業後にキャリア形成プログラムの対象となることを明記することについて、あらかじめ都道府県が各大学と書面により合意したものに限り、記載することができるものとする。